

資料 1 実験動物の福祉の向上

論点メモ

1 現状と課題

これまでに、動物実験が人の生命や健康の維持に果たしてきた成果や今後の生命科学の発展の必要性にかんがみると、動物実験は医学・薬学・生物学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであると評価することができる。

このような動物実験を行う施設は、専門的知識・技能を有した研究者等により、国際的な基準等を踏まえた科学的な方法に基づいて運営・管理されている。

しかし、次のような課題等があることから、実験動物の福祉のあり方に関する理念の明確化と自主管理の徹底が求められている。

- 実験動物の福祉に関し、環境省の実施したアンケート調査結果によると、研究者の個人的裁量にすべてを委ねている施設から、その妥当性を倫理委員会等の専門的機関が綿密に指導している施設に至るまで、自主管理の方法が施設によって異なることから、実験動物の福祉の履行状況については精粗が見られる。
- 3 R の理念（苦痛の軽減、使用数の減少、代替手段の活用）は、実験動物の福祉の基本的理念として欧米諸国において広く導入されている。しかし、我が国の動物愛護管理法の体系においては「苦痛の軽減」を中心とした規定になっていること等から、我が国における実験動物の福祉は、国際的な水準に達していないとの意見もある。

「実験動物の福祉」と「動物実験の方法」

「実験動物の福祉」と「動物実験の方法」は、基本的に異なる事項として捉えられている。実験動物の福祉とは、「3 R の理念の遵守という観念的な部分」と、「実験動物の飼養保管、実験中の苦痛の軽減及び実験終了後の処置（安楽殺処分を含む）等の適切な実施という実態的な行為部分」等を主な内容としている。

2 検討事項

上記の問題の解決を図るため、次の事項について検討することが必要である。

国際水準に見合った、動物福祉の理念の浸透

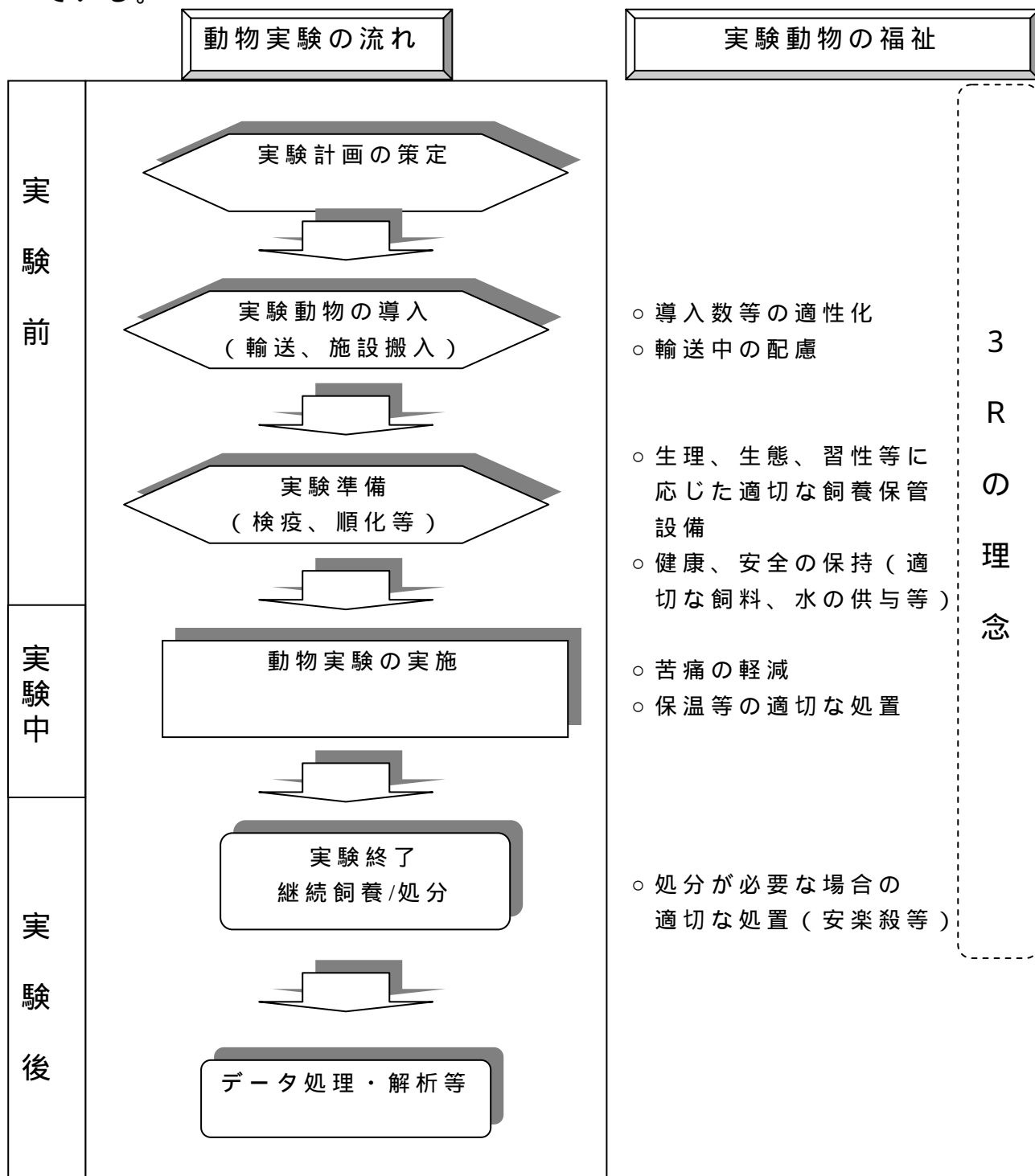
実験動物の福祉を向上するための体制整備

- ・「動物実験、動物実験施設等」を指導・監督している行政機関・団体等との連携のあり方
- ・実験動物の福祉に係る各種ガイドラインの充実
- ・実験動物（倫理）委員会の設置等による自主管理の徹底

1 実験動物の概要

(1) 実験動物の福祉の向上と動物実験

「実験動物の福祉」と「動物実験の方法」は、基本的に異なる事項として捉えられている。実験動物の福祉とは、「3 R（苦痛の軽減、使用数の減少、代替手段の活用）の理念の遵守という観念的な部分」と、「実験動物の飼養保管、実験中の苦痛の軽減及び実験終了後の処置（安楽殺処分を含む）等の適切な実施という実態的な行為部分」等を主な内容としている。



(2) 実験動物の販売数

動物種	マウス	ラット	モルモット	ハムスター類	その他の齧歯類
販売数 (匹)	6,081,511	2,632,585	340,070	57,088	14,754

動物種	ウサギ	イヌ	ネコ	サル類	ブタ
販売数 (匹)	187,357	17,838	641	2,155	1,829

動物種	ヤギ	緬羊	鳥類	その他の動物種	
				哺乳類	哺乳類以外
販売数 (匹)	34	47	19,858	2,410	26,572

(社) 日本実験動物協会 実験動物の年間 (平成 13 年度) 総販売数調査より抜粋

各研究分野で主に使用される実験動物

研究分野	主に使用される実験動物
免疫	マウス、ラット、モルモット、ウサギ、イヌ、サル類、ミニブタ
腫瘍	マウス、ラット、ゴールデンハムスター、チャイニーズハムスター、イヌ、ニワトリ
代謝	マウス、ラット、モルモット、ウサギ、スナネズミ、チャイニーズハムスター、イヌ
内分泌	ラット、マウス、ゴールデンハムスター、ウサギ、イヌ、ネコ
栄養	ラット、マウス、モルモット、ウサギ、イヌ、ミニブタ、ゴールデンハムスター、ハタネズミ
繁殖生理	マウス、ラット、ウサギ、モルモット、ゴールデンハムスター、チャイニーズハムスター、スナネズミ、アカゲザル、カニクイザル、コモンマーモセット
老化	マウス、ラット、ウサギ、ゴールデンハムスター、モルモット、イヌ、サル類
安全性	マウス、ラット、モルモット、ウサギ、ゴールデンハムスター、イヌ、ネコ、サル類
行動	ラット、マウス、ゴールデンハムスター、スナネズミ、イヌ、ネコ、サル類、ウズラ、ハト

(「 実験動物学総論 」 石橋・高橋、菅原、安田編)

2 実験動物の福祉に関する法規制のしくみ

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

実験動物の福祉に関しては、動物愛護管理法第24条に「動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置」についての定めがあり、そのガイドラインとして「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」が定められている。

なお、動物愛護管理法上の規定は、動物愛護の観点から定められたものであり、動物実験の必要性やその方法の妥当性の評価等、動物実験の内容に係わる規定は存しない。

(動物を殺す場合の方法)

第23条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置)

第24条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、その利用の必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

3 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

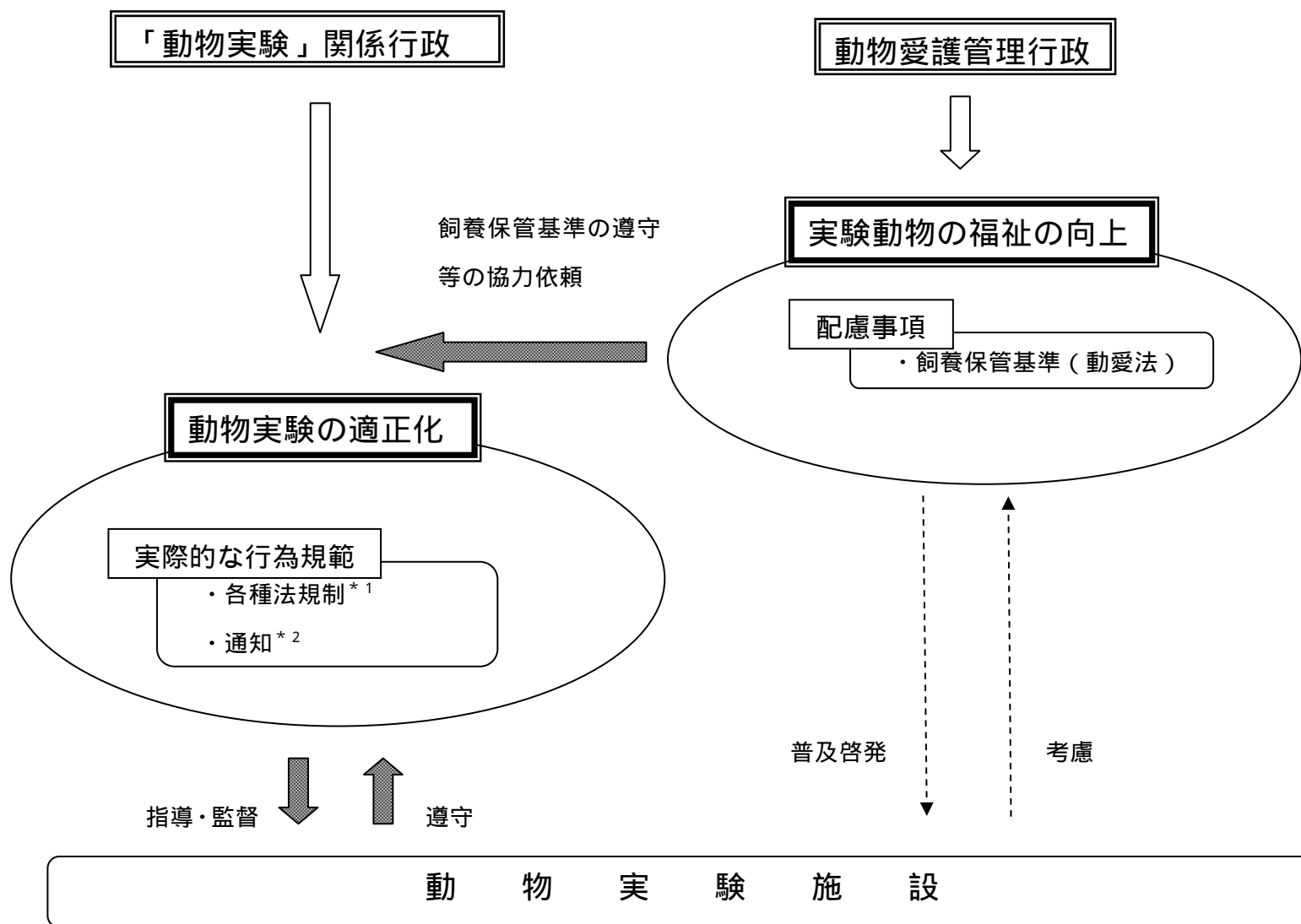
○「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」

動物愛護管理法第24条の規定とともに、動物の健康及び安全の保持等について、動物の所有者又は占有者の責務を定めた同法第5条の規定に基づくガイドライン。実験動物の導入に当たっての配慮、実験動物の健康及び安全の保持、実験等の実施上の配慮及び終了後の措置、危害防止等の定めがある。

○「動物の処分方法に関する指針」

動物の福祉の観点から、動物を殺す場合の方法を定めた動物愛護管理法第23条に基づくガイドライン。動物の処分方法として、出来るだけ苦痛を与えない方法を用いることが定められている。

「実験動物の福祉」と「動物実験の適正化」に関する管理体制について



* 1 薬事法、労働安全衛生法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、農薬取締法 等

* 2 文部科学省からの各国公立大学長等あての通知 等

注) 実験動物の生産・繁殖施設（農林水産行政）は、本図では省略している。

(2) 大学等における動物実験について (通知) (昭和 6 2 年文部省学術国際局長通知)

学術審議会学術資料部会の「大学等における実験動物の実施に関する基本的な考え方について (報告)」を受け、文部省学術国際局長が各国公私立大学長等に宛てた通知で、動物実験が有効適切に行われるために、実験指針及び委員会の整備、職員への指針の周知徹底を依頼したものである。以下のような項目につき、原則的な考え方を示し、指針の整備を行うことが要請されている。

実験計画の立案

供試動物の選択

実験動物の飼育管理

実験操作

安全管理に特に注意を払う必要のある実験

動物実験委員会の設置

大学等における動物実験の実施に関する基本的な考え方について (報告)
(昭和 6 2 年 1 月学術審議会 学術情報資料分科会 学術資料部会)

大学等での動物実験に係る研究活動に対し、科学的にはもとより、動物福祉の観点からも、国内外から正当な評価が得られるよう、動物実験に関する一定の指針を定めていく必要性を訴え、動物実験の指針作成にあたっての原則的な考え方を示したものの。

(3) 大学等における実験動物の導入について (通知)

(平成 1 3 年文部科学省研究振興局長通知)

動物実験に関して、科学的であることはもとより、動物福祉の観点からも適切な配慮が必要として、「動物愛護管理法」、「実験動物の飼養保管等基準」及び上記 (2) 通知に基づき、適切な飼養及び管理の徹底を再度周知したものの。

あわせて、実験動物の導入に際して、関係法令に基づき、常に適正なものとなるよう通知されたもの。

また、本通知は、各国公私立大学長、各大学共同利用機関長、各国公私立高等専門学校長及び文部科学省所管の関係研究機関に通知された。

北海道大学における動物実験に関する指針

(昭和63年7月20日
学長裁定)

第1 目的

この指針は、北海道大学（医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。）における動物実験の計画及び実施に関し、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年総理府告示第6号）等に定められている事項のほか、遵守すべき基本的事項を定め、もって科学的にはもとより動物福祉の観点から適正な動物実験を実施することを目的とする。

第2 適用範囲

この指針は、本学において実施されるほ乳類及び鳥類を用いるすべての動物実験に適用する。

第3 研究推進委員会動物実験専門委員会

北海道大学研究推進委員会動物実験専門委員会（以下「動物実験専門委員会」という。）は、部局等に対する動物実験に関する指導・助言を行う。

第4 動物実験委員会の設置

(1) 動物実験を実施する部局等の長は、当該部局等での適正な動物実験の実施に必要な指導及び助言を行わせるため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。ただし、当該部局等において単独で設置できない理由がある場合は、動物実験専門委員会を当該部局等における委員会とみなす。

(2) 委員会は、動物実験の専門知識を有する者、動物実験者（以下「実験者」という。）及び当該部局等の長が必要と認める者それぞれ1名以上をもって組織する。

第5 実験者の責務

(1) 実験者は、動物実験計画の立案に当たっては、その研究目的の達成に必要な最小限の実験にとどめるとともに、できる限り代替の手段によるなど動物福祉上十分な配慮をしなければならない。

(2) 実験者は、実験の実施に当たっては、実験動物に適切な鎮痛、麻酔、保定等を実施し、

無用の苦痛を与えないよう留意しなければならない。

(3) 実験者は、実験が終了した実験動物には速やかに必要な措置を施さなければならない。

(4) 実験者は、実験動物の死体及び廃棄物を適切な方法で処理し、人及び他の実験動物の健康及び環境を損なわないように努めなければならない。

(5) 実験者は、動物実験の遂行上、獣医学の専門知識及び技術を必要とする場合には、専門の教官からそれらに関して指導及び助言を受けることが望ましい。

第6 実験動物の飼育管理

実験動物の飼育者、その施設の管理者及び実験者は、動物実験及び飼育の施設・設備の維持管理を適切に行い、実験動物の良好な環境条件の設定に努めるとともに、その健康及び安全に留意し、給餌、給水等の必要な措置を施さなければならない。

第7 安全管理等

(1) 動物実験を行う施設及び飼育室等の管理者は、人及び動物への汚染及び危害の防止のため、飼育・実験区域への関係者以外の者の立ち入りを制限する等必要な措置を講じなければならない。

(2) 実験者は、物理的、化学的に注意を要する試料又は病原体を用いた動物実験を実施する場合には施設管理者と協力し、一般留意事項、関係規則等を遵守して、安全の確保及び環境汚染の防止のために十分な措置を講じなければならない。

(3) 実験者は、遺伝子導入動物を取り扱う動物実験においては施設管理者と協力し、実験の安全確保のため動物実験を行う施設及び飼育室等に、当該動物の習性に応じて適切な逃亡防止策を講じなければならない。

第8 指針の運用

この指針に定めるもののほか、指針の運用に関し当該部局等において必要がある事項は、当該部局等の長が別に定める。

附則

この指針は、平成14年3月7日から実施する。

3 実験動物に関する各国の規制の概要

(1) 各国の規制の概要の比較

	イギリス	フランス	アメリカ	カナダ	日本
法令等の名称	動物科学的 処置法	動物実験に 関する政令	動物福祉法 実験動物の 飼養と管理 に関する指 針	実験動物の 管理及び使 用に関する ガイド	動物愛護管 理法、文部省 通知等
実験者個人 に対する免許	○ 5年更新	○	×	カナダ動物 管理協会の 認定	×
実験プロジ ェクトの国 家免許	○ 最長5年	○ 10年有効	×	×	×
実験プロジ ェクトの承認	-	-	○ 各機関の倫 理委員会に よる承認 (国際実験動 物管理評価認 定委員会の認 定制度あり)	○ 各機関の動 物実験委員 会による承認	各機関の動物 実験委員会等 による承認 (委員会未設 置の研究機関 を除く)
施設の認可	○ 内務大臣の 認定	○ 農業大臣認 可	×	カナダ動物管 理協会の認定	×
各研究機関に おける動物実 験(倫理)委員 会の設置	○ 1999年 条文追加	×	○ 設置義務規定	○ ガイドに設 置義務規定	文部省通知 等による指導 (大学等)
施設等の査 察	○ 大臣が任命	○ 獣医学検査 官	○ ・各機関の倫 理委員会に よる査察 ・国の査察	・各機関の動 物実験委員 会の査察 ・カナダ動物 管理協会の 査察	動物実験委員 会等による査 察
指針・基準等	- 審査基準	- 審査基準	・実験動物研究 協会の作成 ・各研究機関作 成	・カナダ動物管 理協会の作成 ・各研究機関作 成の指針	・法に基づく指 針(実験動物 の飼養保管 基準) ・各研究機関作 成の指針(未 作成の機関 を除く。)

「諸外国における動物実験の法規制に関する調査研究(前島、下田、山口)」等を元に作成

(2) 欧米における動物実験の取扱い等に関する規制

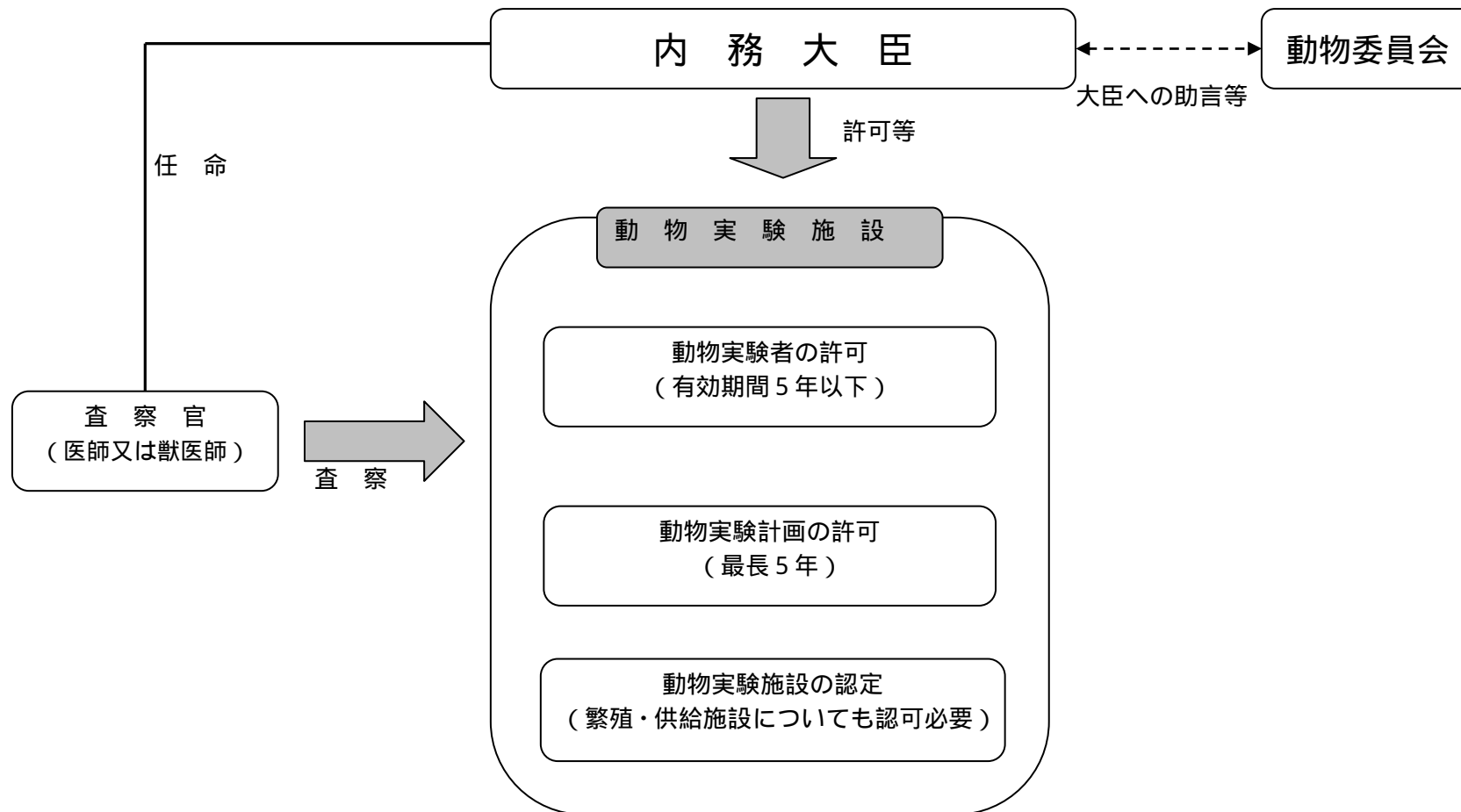
- 欧米においては、動物実験の実施方法や実験動物の取扱いについて、何らかの法的規制措置を整備しているところが多い。それらの規制の態様は様々であるが、大別すると行政機関による法規制を主眼とした「イギリス方式」と実験研究者による自主規制を尊重した「カナダ（アメリカ）方式」に分けられる。
- 「イギリス方式」は、実験者、実験施設、実験計画の3つに対する許認可制度等を採用している。
- これに対して「カナダ（アメリカ）方式」は、実験計画の一部については法律に基づく審査が必要とされているが、実験者及び実験施設については、実験研究者側の自主的な管理に委ねられているといわれている。

イギリス及びカナダにおける実験動物に係る規制について

イギリス

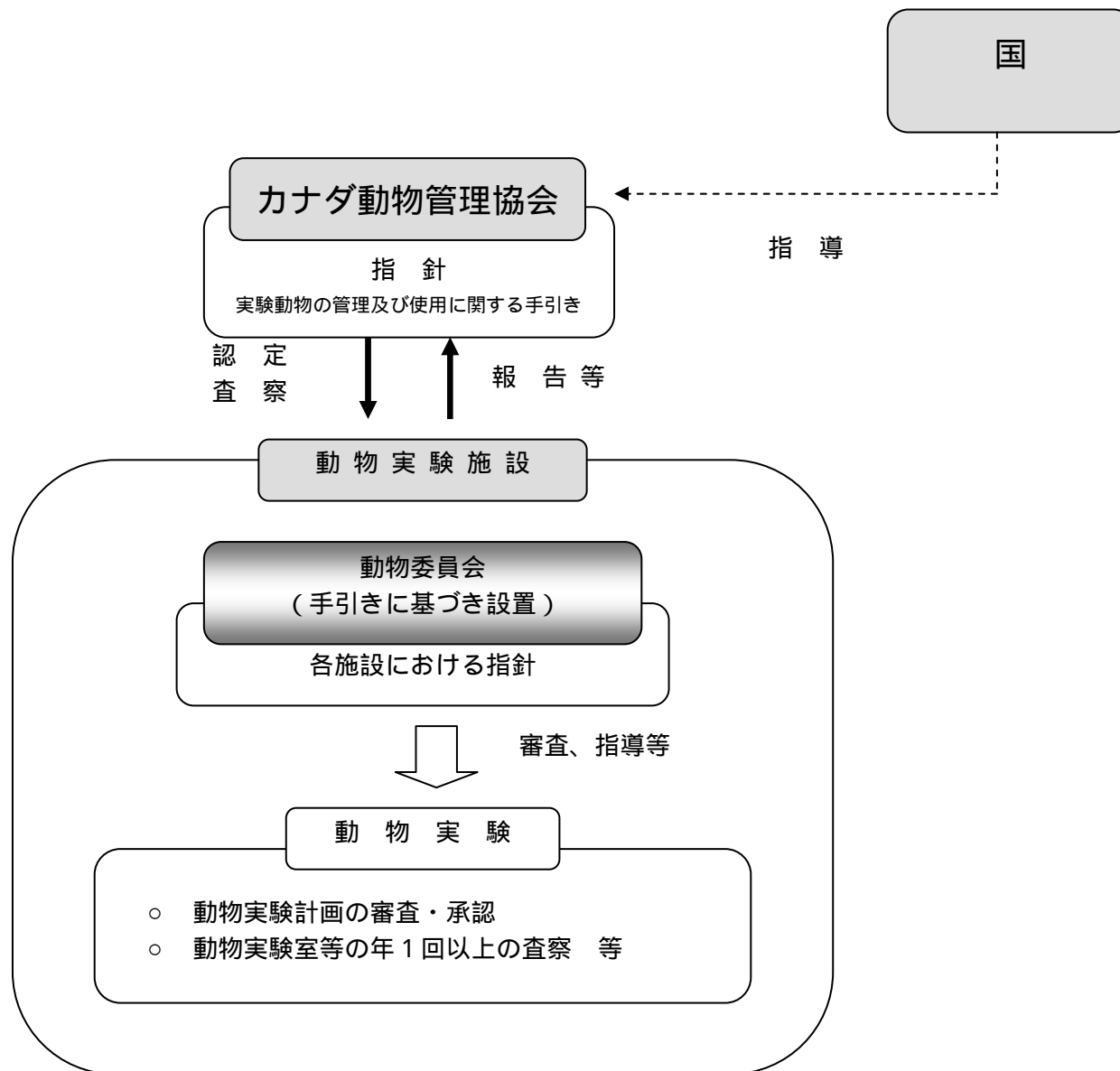
根拠法：動物（科学的処置）法 1986: Animals (Scientific Procedures) Act 1986

対 象：脊椎動物



カナダ

根拠法：特になし



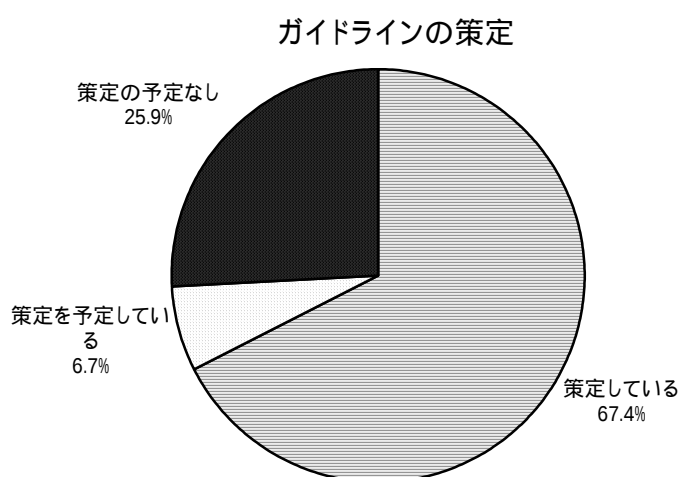
4 実験動物の飼養及び保管等に関する実態

以下の統計資料は、全国の実験動物を扱うと思われる大学、研究所、製薬・医療関係会社、動物生産会社、飼料関係会社等を対象に、平成 16 年 4 月から 5 月にアンケート調査を行った結果である。調査票送付数は 784 件、有効回答数は 31.0%である。

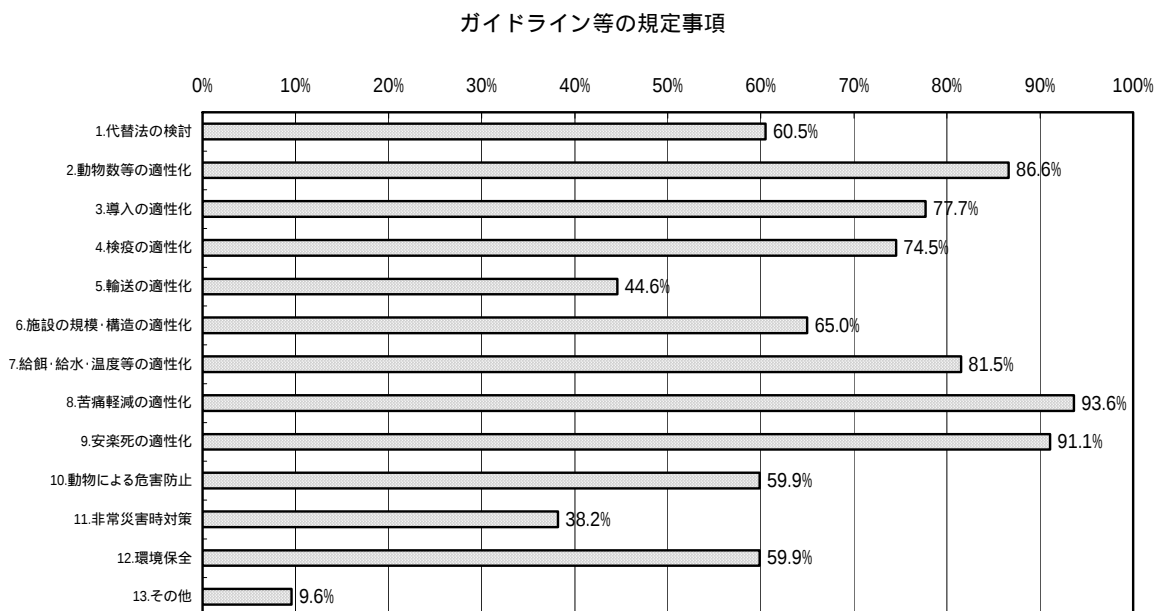
なお、有効回答数には、質問項目によって若干の差がある。

(1) 動物実験実施上の配慮

「3 R」(苦痛の軽減 Refinement、使用数の減少 Reduction、代替手段の活用 Replacement) の理念を、飼養保管及び実験等に際して動物の取扱い等に反映させるためのガイドライン等の策定は、67.4%であり、策定の予定なしは 25.9%である。(有効回答数 239)

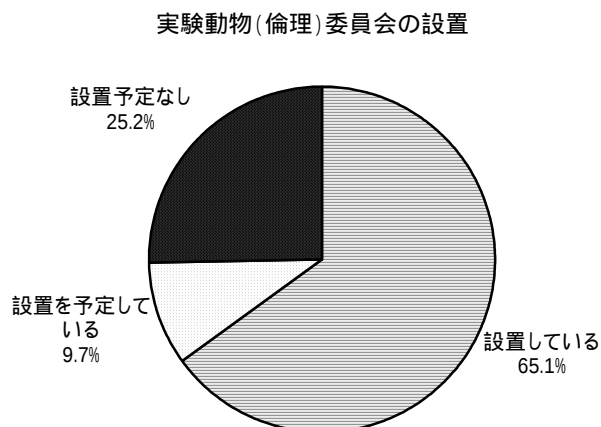


また、「策定している」と回答した施設等のうち、ガイドライン等において、実験に際しての苦痛軽減の適性化は 93.6%、安楽死の適正化は 91.1%、実験に用いる動物数等の適正化は 86.6%の施設が規定しているが、動物を用いない方法（代替法）の検討については、60.5%である。



（２）実験動物（倫理）委員会の設置状況について

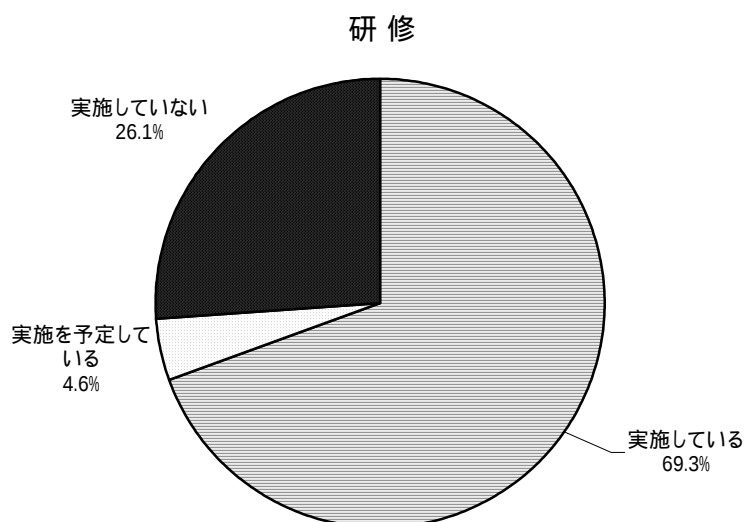
「３Ｒ」の履行状況について調査・審査する、いわゆる実験動物（倫理）委員会の設置状況については、設置済みが 65.1%であり、設置予定なしは 25.2%である。（有効回答数 238）



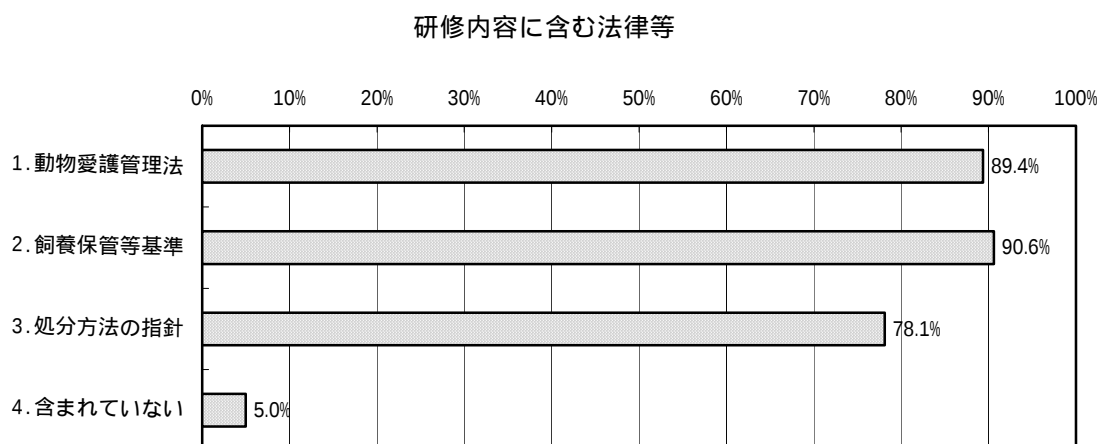
* 医学や歯学など、従来から実験動物の福祉に対する取組みが行われてきた分野については、ガイドライン策定や実験動物（倫理）委員会の設置率が比較的高い傾向が見られた。

(3) 研修について

各施設における実験動物関係者（施設の管理者、動物の飼養管理者、飼養者及び実験実施者）等に対する「３Ｒ」の内容を含む研修については、69.3%の施設等で実施されているが、26.1%の施設等では実施されていない。（有効回答数 237）

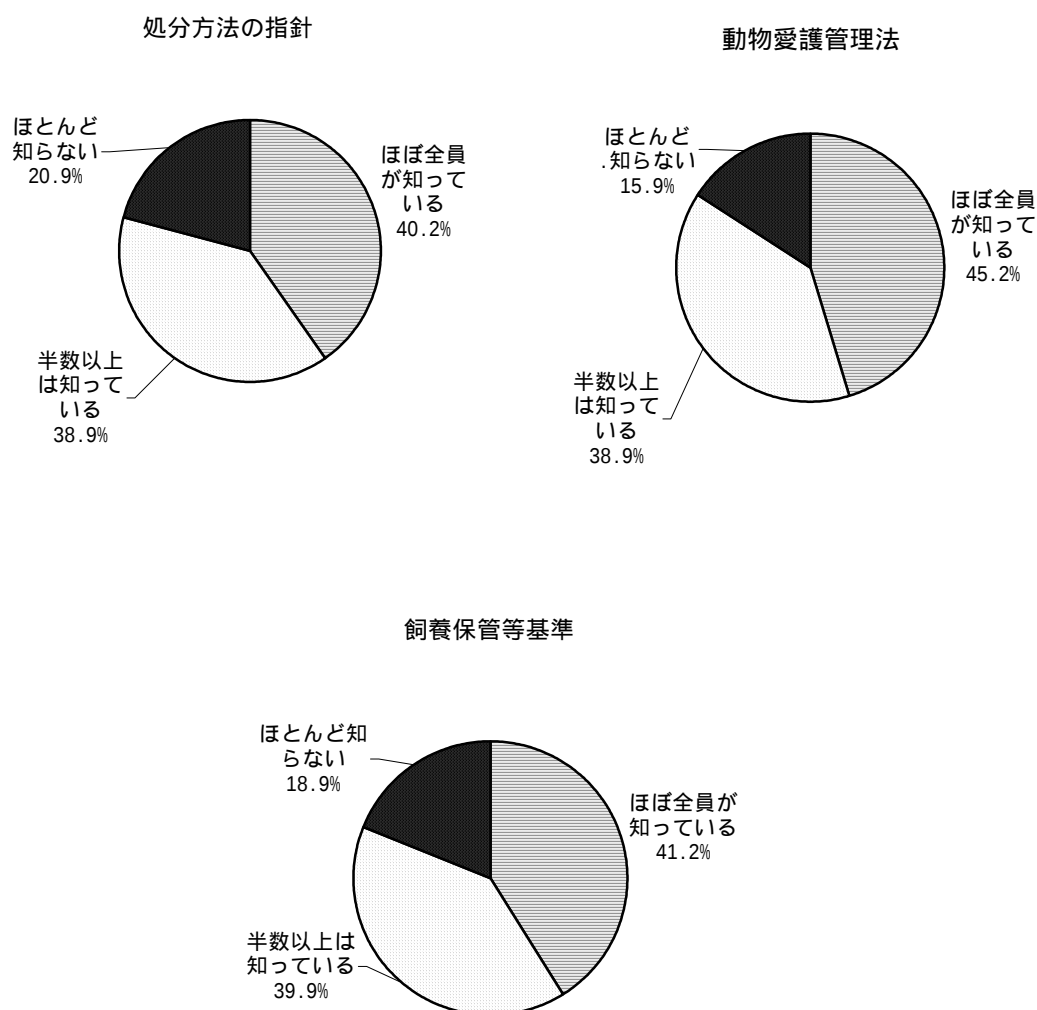


また、研修を実施している施設等において、研修内容に動物愛護管理法を含む施設等は 89.4%、実験動物の飼養保管等基準を含むのは 90.6%、処分方法に関する指針を含むのは 78.1%であるが、いずれも含まれていない施設等は 5.0%である。



(4) 動物愛護管理法等の認知の割合

実験動物関係者（施設の管理者、動物の飼養保管者、飼養者及び実験実施者）等の中で、法律、飼養保管等基準、処分方法に関する指針を知っている人の割合については、「ほぼ全員知っている」と回答した施設等は 40～45%、「半数以上は知っている」は 39～40%、「ほとんど知らない」は 16～21%である。（有効回答数 239）



実験動物の飼養及び保管等に関する基準

昭和 55 年 3 月 27 日

総理府告示第 6 号

一部改正 平成14年 5 月28日

第 1 一般原則

管理者等は、実験動物の生理、生態、習性等を理解し、並びに愛情をもって飼養し、及び科学上の利用に供するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、実験動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第 2 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物（施設に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。
- (2) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (3) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。
- (4) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。
- (5) 管理者 実験動物及び施設を管理する者をいう。
- (6) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (7) 実験実施者 実験等を行う者をいう。
- (8) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第 3 導入に当たっての配慮

- 1 管理者及び実験動物管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力並びに実験実施者が策定した実験等の計画等を勘案の上定められた当該施設の事業計画に基づき、実験動物を導入するように努めること。
- 2 実験動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全並びに実験動物による事故の防止に努めること。

- (1) 実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。
- (2) 輸送中の実験動物には、必要に応じて適切な飼料及び水の給与を行うこと。
- (3) 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の脱出を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。
- (4) 実験動物の微生物、汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講ずること。

- 3 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫を行い、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにすること。

第 4 実験動物の健康及び安全の保持

- 1 管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。
- 2 管理者は、実験動物の飼養又は保管については、その生理、生態、習性等に応じて適切な設備を設けるようにすること。
- 3 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。
 - (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に飼料及び水の給与を行うこと。
 - (2) 実験動物が実験等の目的に係る疾病以外の疾病に罹患することを予防する等必要な健康管理を行うこと。

第 5 実験等の実施上の配慮及び終了後の処置

- 1 実験実施者は、実験等の目的を達成するために必要な範囲で実験動物を適切に利用するように努めること。
- 2 実験動物管理者又は実験実施者は、次の事項に留意し、実験等の実施及び実験等の終了後の処置に当たるように努めること。
 - (1) 実験等に当たっては、その実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で麻酔薬等を投与すること等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。

(2) 実験等を終了し、又は中断した実験動物を処分するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、又は頸椎脱臼等によって、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにすること。

(3) 実験動物の死体については、適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。

第6 危害防止

1 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講ずること。

2 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次により、相互に実験動物による危害防止に必要な情報の提供等を行うように努めること。

(1) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱い方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(2) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(3) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して実験動物についての状況を報告すること。

3 管理者は、実験動物からの疾病のり患を予防するため、実験動物管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うこと。

4 管理者等は、実験動物が保管場所から脱出しないよう必要な措置を講ずること。

5 管理者は、実験動物が脱出した場合の措置についてあらかじめ対策を講じ、事故の防止に努めること。

6 管理者は、地震、火災等の非常災害に際して採るべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに実験動物を保護し、及び実験動物による事故の防止に努めること。

第7 生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行い、及び施設を常に清潔にして微生物等による環境の汚染、悪臭の発生等を防止し、並びに施設の整備等により騒音の防止を図ることによって、生活環境の保全に努めること。

第8 実験動物生産者の採るべき措置

実験等のためほ乳類及び鳥類に属する動物を生産する者は、次の事項に留意し、動物の生理、生態、習性等を理解し、及び愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管すること。

(1) 動物の生理、生態、習性等に応じた適切な施設を設け、適切に飼料及び水の給与を行い、動物が疾病にり患することを予防する等必要な措置を講ずること。

(2) 生活環境の保全のため、動物の汚物等の適切な処理を行い、及び生産の場を常に清潔にすることにより、環境の汚損の防止に努めるとともに、生産に従事する者の動物からの疾病のり患を予防する等必要な健康管理を行うように努めること。

第9 補 則

管理者等は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を実験等に利用する場合においてもこの基準の趣旨に沿って措置するように努めること。

第10 適用除外

1 この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。

2 この基準は、生態の観察を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用せず、当該実験動物に係る飼養及び保管に関する基準については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準を準用する。

動物の処分方法に関する指針

〔平成7年7月4日
総理府告示第40号〕

一部改正 平成12年12月1日

第1 一般原則

管理者及び処分実施者は、動物を処分しなければならない場合にあつては、処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象動物 この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第27条第2項第4項各号に掲げる動物
- (2) 処分動物 対象動物で処分されるものをいう。
- (3) 処分 処分動物を致死させることをいう。
- (4) 苦痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦悩、恐怖、不安及びうつ状態等の態様をいう。
- (5) 管理者 処分動物の保管及び処分を行う施設並びに処分動物を管理する者をいう。
- (6) 処分実施者 処分動物の処分に係る者をいう。

第3 処分動物の処分方法

処分動物の処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

第4 補則

- 1 処分動物の保管に当たっては、「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」（昭和50年総理府告示第28号）「展示動物等の飼養及び保管に関する基準」（昭和51年総理府告示第7号）「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年総理府告示第6号）及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年総理府告示第22号）の趣旨に沿って適切に措置するよう努めること。
- 2 対象動物以外の動物を処分する場合においても、処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること。